

	石井としろう	田中まさたけ	畑本ひでき
こどもの権利保障をはかる総合的な条例の制定を進められますか？	Yes	その他	Yes
その理由と具体的な施策をお答えください	こどもの人権を守るための第三者機関を作るためにその根拠となる条例を作りたいと考えています	国の法律を踏まえ、子どもを含めた市民の皆様との開かれた場での対話、議員との議会での対話により、将来を担う子どもの育ちを支える取り組みの根拠となるような、実効性を持たせた条例として有効性が確認してから、制定を検討するべきと考えています。	条例は手段です。目的はあくまで、すべてのこどもが「自分で考え、声を上げ、社会に参画できる」まちを実現することです。
条例を含めてこどもに関する政策の策定や実施にこどもの意見を反映させるための施策を充実させますか？	Yes	Yes	Yes
その理由と具体的な施策をお聞かせください。	すでに子どもの声を聞く取り組みを様々行ってきましたが、それらとともに工夫しながら折に触れて子ども声を聞いて政策に反映させていきます。	主権者教育の観点からも重要なことだと考えています。	こどもの意見を「聞く」こと自体に価値があるのではなく、こどもが自己決定に関わり、その結果を引き受ける経験にこそ意味があります。行政のこども施策にもまったく同じことが言えます。意見反映とは、こどもをまちづくりの当事者にすることです。お客様扱いではなく、対等なパートナーとして迎え入れる覚悟が、行政の側に問われています。
(年齢で切れ目のない支援) 学齢期、中高生、それ以上の世代への切れ目のない支援を充実させますか？	Yes	Yes	Yes
その理由と具体的な施策をお答えください	困窮家庭への学習支援事業や、大学等受験費用支援制度などで経済的な理由でチャンスが損なわれないようにします。また、新図書館では若者対象のコーナーを設けるなどしてハイティーンも含めて支えます。	これまで市議会で提言してきました、産前産後の母子に対する支援、幼児教育の支援、乳幼児期からの家庭教育支援、学齢期の放課後の居場所づくり、中学校での部活動の教育的意義の継承、居場所の確保、高校生の通学費負担の軽減、ヤングケアラー支援の実効性の向上など、幅広く取り組む必要があると考えております。そのための財源確保のために、徹底した市役所改革をベースにした財政改革に取り組みなければなりません。	年齢で支援が途切れる問題の根本には、行政が「サービスを与える側」、こども・若者を「受け取る側」と固定してしまう構造があります。年齢で区切るのではなく、一人ひとりが自律に向かう過程に寄り添い続ける仕組みを、西宮市の基盤として整備します。

石井としろう

田中まさたけ

畑本ひでき

<p>(学校のありかたの見直し) 教育委員会と連携して、全ての子どもにとって安心安全な学校であるために一層の具体的施策を進めますか?</p>	<p>Yes</p>	<p>その他</p>	<p>Yes</p>
<p>その理由と具体的な施策をお答えください</p>	<p>学校そのものが子どもたちにとっていきたい場所となるように、基本的な価値観をアップデートしていくことを促していきます。</p>	<p>AIを活用し、個に応じた学習が進められる環境整備に挑戦するべきと考えています。人は一人では生きていけません。全ての子どもが、大人になって社会に出るまでに、VUCAの時代に適応できる「生きる力」を、集団のなかで、個の成長のスピードに応じて養える環境が理想であり、真に子どものためになると考えています。</p>	<p>西宮市では教育委員会と連携し、以下に取り組みます。全員担任制の導入により、子どもが相談相手を自分で選べる体制を整えます。習熟度別・選択制の学びを拡充し、「教わる授業」と「自ら学ぶ授業」を子ども自身が選べるようにします。校則は「何のためにあるのか」を生徒・教員・保護者の対話で見直し、手段の目的化を解消します。少人数学級の推進と教員増員により、一人ひとりに目が届く環境を整備します。大切なのは制度の変更ではなく、子どもを「管理の対象」から「学びの主体」に戻すという学校文化の転換です。</p>
<p>(学校外での支援) 地域での支援体制を充実させますか?</p>	<p>Yes</p>	<p>Yes</p>	<p>Yes</p>
<p>その理由と具体的な施策をお聞かせください。</p>	<p>さまざまなケースが考えられますが、多様なケースがありますので、選択肢は多い方がよいと考えます。既存の施策とあわせて、拡充できればと思います。</p>	<p>子育てひろばの拡大、公園環境の充実、スポーツクラブ21の充実支援、地域のこども食堂における多世代交流支援、オルタナティブスクールの活用による不登校支援、放課後キッズの充実、部活動の教育的意義の継承など、産官学民の連携強化により実現するべきと考えています。</p>	<p>不登校支援の目標は「学校に戻すこと」ではありません。すべての子どもが自分に合った環境で学び、人とつながり、自律に向かえること。そのための選択肢を、行政の責任で広げます。</p>
<p>(ジェンダー平等:SDGs目標5) ジェンダーや性的指向・性自認などによる差別や抑圧をなくし、安心して学校生活を送れる政策を実施しますか?</p>	<p>Yes</p>	<p>その他</p>	<p>Yes</p>
<p>その理由と具体的な施策をお答えください</p>	<p>個性を尊重しあえる社会は大切です。共生社会にむけて、相互理解が進むよう、引き続き取り組みます。</p>	<p>現在の取り組みを大きく変更することは考えておりませんが、子どもの育ちを応援する取り組みとなるように不断の努力が必要と考えております。</p>	<p>西宮市では、まず学校の制度・慣行そのものを見直します。制服の選択制、性別に依存しない名簿・施設運用、子ども自身が対話を通じてルールを考える場の設置です。包括的性教育については、「正解を教え込む」のではなく、多様な在り方を知り、自分と異なる他者どう合意形成するかを学ぶ「対話の教育」として位置づけます。同時に、当事者の子どもが安心して相談できる体制を整えます。固定担任ではなく全員担任制であれば、子どもは自分が信頼できる大人を選んで相談できます。差別をなくす出発点は、「みんな違って当たり前」という環境を制度として保障することです。</p>

(インクルーシブ教育)全てのこどもが分け隔てられることなくともに学ぶことを原則とするインクルーシブ教育を進めますか？

Yes

その他

Yes

その理由と具体的な施策をお答えください

それぞれの個性を尊重し合いながら学ぶことの大切さを、インクルーシブの基本的な考え方として、引き続き取り組みます。

保育も含めて、幼児期からのインクルーシブ教育を官民が連携して実施する必要があると考えています。民間保育所や認定こども園、私立幼稚園に対する加配要件の緩和と措置が必要と考えております。

問うべきは「分けるか、分けないか」ではなく、すべてのこどもが安全に、自分の意思で学びを選べる環境が整っているかです。インクルーシブの本質はこどもを移すのではなく環境の側を変えることです。ただし、医療的ケア児の受け入れにおいて看護職員の確保が全国的に困難であるという現実から目を背けてはなりません。「配置します」と言うだけなら簡単ですが、勤務条件の不安定さや待遇の低さが人材不足の根本原因です。西宮市では、県立西宮総合医療センター（2026年7月開院）との連携により、病院を拠点とした看護師の巡回派遣や、学校と医療機関をつなぐオンライン指示体制など、単独の学校配置に頼らない仕組みを構築します。訪問看護ステーションとの連携や、待遇改善による人材確保も同時に進めます。登校が困難なこどもにはOriHime等で教室とつながる参加の形を保障し、「身体がその場にいること」だけを前提にしないインクルーシブを実現します。共通する原則は本人の「自己決定」です。理想論で終わらせず、人材・財源の現実と向き合いながら、選択肢を一つずつ増やしていきます。

政策決定や実施について、こどもの養育者や関係者を含め市民参加を進めますか？

その他

Yes

Yes

その理由と具体的な施策をお答えください

課題をどう言う形で改善できるか、検討しよき形にしていきたいと思っております。

行政目線ではなく、市議会議員の活動の経験のなかで、「市民との対話なくして真の政策なし」という政治姿勢を確立しました。行政、市役所の職員すべてがその意識を持てるように、市長はリーダーシップを発揮しなければならぬと考えています。市民が選んだ議員との対話も重要です。そうした対話を開かれた場で行い、そこで得た情報、知見、意見に基づいて、時代の変化に応じた政策展開をする風土をつくる必要があると考えています。産官学民の連携強化を図りたいと考えています。

市民参加を進める前に、まず問い直すべきことがあります。なぜ今、市民が参加していないのか、です。参加の仕組みがないからではありません。行政が「サービスを提供する側」、市民が「受け取る側」という構造が固定化し、市民自身が当事者意識を失っているからです。サービスに慣れた人は、もっと良いサービスを求め、不満を言う。これは学校と保護者の関係とまったく同じ構図です。本当に必要なのは、市民を「お客様」扱いすることをやめることです。こども食堂や居場所の担い手、部活動の地域移行に関わる人々は、すでに自分で考え動いている。行政がやるべきは、その人たちを管理することではなく、対等なパートナーとして一緒に最上位の目標を言語化し、対話によって合意形成していくことです。情報発信も同様です。行政が一方向的に「届ける」発想ではなく、市民同士が情報を共有し合える仕組みを、市民とともに作る。主体性を取り戻す場を行政が用意できるかどうか問われています。

	石井としろう	田中まさたけ	畑本ひでき
(情報保障) こどもの権利保障のために、地域のNPOや市民活動など民間の情報も含めた官民連携、協働による情報発信を進める考えはありますか？	その他	その他	Yes
その理由と具体的な施策をお答えください	具体的にどういうことが考えられるか、検討していきます。	特定の団体に偏ることは好ましくないと考えておりました、子どもの権利保障について、広く保護者の皆様が正確に理解できる情報発信が必要であり、その進め方は、前述の考え方のおりです。	行政が民間の情報まで抱え込んで「正しく届ける」ことではなく、こども食堂、フリースクール、親の会、地域の支援者が持つ現場の情報と、行政の制度情報が自然につながる場を作ることです。その上で、自分から情報を取りに行けない家庭には、伴走型の支援者が直接つなく。発信の仕組みを整えることと、届かない人に届ける人的支援は、別の問題として両方取り組まなければなりません。

こども子育てに関する市民団体ネットワーク（西宮こども市民団体ネットワーク）

西宮市長選挙 各候補者への公開質問状および回答の共有

この度の西宮市長選に際し、西宮市内の支援団体合計10団体で、各候補者に「子どもの権利条約」「こども基本法」に基づいた条例の制定やこども子育て施策についての考えをお聞きするため、公開質問状を送付させていただきました。ここに、すべての候補者より回答をいただきましたので共有させていただきます。新しい西宮市政のもと、すべてのこどもたちが生き生きと自分らしく笑顔で過ごせることを願い、皆様の関係者にも情報提供いただき判断の一助にさせていただければ幸いです。

<賛同団体> 50音順

- 特定非営利活動法人 a little
- インクルネット西宮
- LGBTQ ユースサポート・プライドプロジェクト
- こどもと未来を創るプロジェクト
- 特定非営利活動法人 こどもサポートステーション・たねとしく
- どんな子ども暮らしやすい西宮を考える会
- 特定非営利活動法人 なごみ
- にしのみやこどもと学びネットワーク（29団体）
- 西宮不登校親の会
- 認定NPO法人 みやっこサポート（事務局団体）

【アドバイザー】  
 関西学院大学 名誉教授  
 岡本仁宏

2026年3月24日

## 1. こどもに関する条例の制定についてお聞きします。

(1) こどもの権利保障をはかる総合的な条例の制定を進められますか？	YES	NO	その他
(2) その理由と具体的な施策をお答えください			

説明：子どもの権利条約の批准を受けて制定されたこども基本法では、自治体に「こども計画」の策定を努力義務としています。これを受け多くの自治体でこどもの権利保障をはかる総合的な条例（「こどもの権利条例」など）が定められています。西宮市では、第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画がありますが、こども基本法の内容や精神を踏まえ、総合的な政策指針となる条例の制定が求められています。

## 2. こども等の意見の反映についてお聞きします。

(1) 1の条例を含めてこどもに関する政策の策定や実施にこどもの意見を反映させるための施策を充実させますか？	YES	NO	その他
(2) その理由と具体的な施策をお聞かせください。			

説明：意見表明権は子どもの権利条約第12条、こども基本法第11条に定められ、当事者であるこどもの意見を尊重し、施策に反映することが求められています。こどもが意見を表明するということは難しく、単に形式的にアンケートを取るだけでなく、こどもが意見を出しやすく受け止めてもらえる環境の中で、声を上げにくいこどもの声を聴き汲み取っていくための工夫が必要です。

## 3. 総合的で切れ目のない支援についてお聞きします。

(1) (年齢で切れ目のない支援) 学齢期、中高生、それ以上の世代への切れ目のない支援を充実させますか？	YES	NO	その他
(2) その理由と具体的な施策をお答えください			

説明：現在の西宮市子ども・子育て支援事業計画では年齢が上がる（学齢期、中高生、それ以上へ）につれ公的なサポートが薄くなっており、法に定める「切れ目のない支援」が十分ではありません。先進自治体では、家庭環境などの影響により進学や就労など進路選択が難しい若者への、学び直しや生きづらさを支えるための施策、居場所の創設支援など、多様な政策が取り組まれています。

資料：「本法における『こども』は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。」「『こどもに関する施策』と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）といった施策が含まれると解される。」「こども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせること」「こども基本法の施行について（こ総政第2号 令和5年4月1日こども家庭庁長官通知）」とされています。

(3) (総合的な支援) 年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくため行政の体制を整備しますか？	YES	NO	その他
(4) その理由と具体的な施策をお答えください			

説明：行政は、こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備が求められています（こども基本法第13条）。現在、西宮市では障害児福祉、母子保健についての担当課のこども部局への再編成の動きがあります。総合的なこどもの権利保障の条例をもとに統一的な行政を行うことが必要です。

資料：こども基本法第13条について、「こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定された」「こども基本法の施行について（こ総政第2号 令和5年4月1日こども家庭庁長官通知）」とされています。

## 4. こどもたちにとって安心安全な場づくりについてお聞きます。

(1) (学校のありかたの見直し) 教育委員会と連携して、全てのこどもにとって安心安全な学校であるために一層の具体的施策を進めますか?	YES	NO	その他
(2) その理由と具体的な施策をお答えください(具体的な理想や目標、必要と思われる取り組み 例: 少人数クラス、教員の増員、習熟度別のクラス編成、教科担任制など他市町の施策例も勘案してください)。			
(3) (学校外での支援) 地域での支援体制を充実させますか?	YES	NO	その他
(4) その理由と具体的な施策をお答えください(地域のこども食堂やフリースクール、居場所、親の会などの充実強化はもちろん、行政との連携、情報提供、経済的支援など、他市町の施策例も勘案してください)。			

説明: 不登校の児童生徒は全国で35万人を超え、西宮市でも1,200人を超えています。また、潜在的には学校に行きづらさや生きづらさを抱えているこどもたちがさらに多くいることを、私たちが関わる現場で実感しています。このような状況の中で、個より集団が優先される学校のありかたを見直し、不登校について正しい理解と伴走をし、すべてのこどもが安心して学び成長でき、こどもも大人もゆるやかに過ごせる人間的で包摂的な環境を整え、全てのこどもにとって安心安全な学校づくりを進めていくことが必要です。また、不登校の児童生徒が教育を受ける権利を保障されるための多様な支援を充実していくために、地域の民間事業者との連携、協働、さらに経済的支援も重要です。

## 5. 多様なこどもの支援についてお聞きます。

(1) (ジェンダー平等: SDGs目標5) ジェンダーや性的指向・性自認などによる差別や抑圧をなくし、安心して学校生活を送れる政策を実施しますか?	YES	NO	その他
(2) その理由と具体的な施策をお答えください			
(3) (インクルーシブ教育) 全てのこどもが分け隔てられることなくともに学ぶことを原則とするインクルーシブ教育を進めますか?	YES	NO	その他
(4) その理由と具体的な施策をお答えください			

説明: 日本が批准している障害者権利条約は障害は個人の内にあるものではなく、環境や社会構造にあるという考え方を基本としており、障害のあるこどもを分け隔てなく、共に学び育つ社会が求められています。日本では「分けて、手厚くがインクルーシブ」という日本独自の考え方が強いいため、共に学び共に育つことが難しい状況にあります。国際的にはインクルーシブ(包摂的)とは認められていません。特別支援教育や福祉サービスの充実は大切ですが、学校現場などの環境や社会環境自体を整備していくことが必要です。西宮市では、学校や地域の中で障害の有無にかかわらず共に学び育ち生活できる社会環境をどのように整備していきますか。

## 6. こどもに関する市民の参加・協働についてお聞きします。

(1) 政策決定や実施について、こどもの養育者や関係者を含め市民参加を進めますか？	YES	NO	その他
(2) その理由と具体的な施策をお聞かせください。			

説明：意見表明権は子どもの権利条約第12条、こども基本法第11条に定められ、当事者であるこどもの意見を尊重し、施策に反映することが求められています。また施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこどもを養育する者その他の関係者の意見を尊重し施策に反映することが求められています。実際に施策を作り実施するうえでこども食堂や居場所の担い手、さらに部活動の地域移行に関わる人まで関係する市民の参加・協働が不可欠です。

(3) (情報保障) こどもの権利保障のために、地域のNPOや市民活動など民間の情報も含めた官民連携、協働による情報発信を進める考えはありますか？	YES	NO	その他
(4) その理由と具体的な施策をお答えください			

説明：現状の西宮市の子育てに関する広報は、行政サービスの案内が中心であり、市民生活を支える民間サービスを含めた多様な情報が十分に届いているとは言えません。誰もが必要な情報にアクセスことができ、取り残されない社会を官民連携、協働で作っていく必要があります。